

佐賀県告示第三百七十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、石谷山鳥獣保護区、北山ダム鳥獣保護区、唐泉山鳥獣保護区、日南郷鳥獣保護区及び岸岳鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和五十五年佐賀県告示第七百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)の二中「中原町」を「みやき町」に、「佐賀事業区」を「佐賀東部森林計画区」に改める。

その(一)の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

その(一)に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県北東部に位置し、脊振・北山県立自然公園区域を含み、ブナ林をはじめとする豊かな自然林が繁り、美しく流れる御手洗の滝を有している。この森林と水に恵まれた環境は、ブツポウソウ、ウソ、アオゲラ、キビタキ、カケスなど主に山間部を生息地とする野鳥の宝庫となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の二及び三を次のように改める。

二 区域

佐賀市三瀬村大字杠の市道詰ノ瀬岸高線と県道富士三瀬線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み佐賀市富士町の市道馬場野二号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道馬場野天神線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

その(二)に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、佐賀市の北端に位置し、脊振・北山県立自然公園区域内の北山ダムを中心とした区域で、豊かな樹林と湖が美しく、ボートでの湖探索やサイクリング、バードウォッチングなど自然探勝の場として親しまれており、北山湖にはカモ類の飛来が多い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(三)の二及び三を次のように改める。

二 区域

佐賀東部森林計画区の国有林名塩田・唐泉山千八十七林班に小班、国有林名谷所・唐泉山千八十七林班ほ小班、国有林名下野・唐泉山千八十七林班へ小班及び国有林名美野千八十七林班と小班、市有地唐泉山生活環境保全林並びに民有地八天神社有地とを合わせた区域

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

その(三)に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県西部に位置し、シイの天然林（県指定天然記念物）が広がっている。唐泉山には自然散策道が整備され、ハイキング等に利用されており、野鳥とのふれあいや観察ができる貴重な場所となっている。このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その四の二中「武雄事業区」を「佐賀西部森林計画区」に、「蛇古場三十四林班」を「蛇古場千三十四林班」に、「進み三十四林班」を「進み同千三十四林班」に、「日南郷二十五林班」を「日南郷千三十五林班」に改める。
その四の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

その四に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県北西部の伊万里市と長崎県との県境の山間部に位置し、

スダジイ、タブノキ等の天然広葉樹林が残存する森林地帯で、多数の野鳥が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その伍の二中「佐賀事業区」を「佐賀西部森林計画区」に改める。

その伍の三を次のように改める。

三 存続期間

平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

その伍に次のように加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地区は、県北西部に位置する岸岳の山頂付近の天然林の区域で、登山道が整備されており、野鳥とのふれあいや観察ができる貴重な場所となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

八 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。